別表十七㈢の七付表一の記載要領第七号を同第八号とし、同第六号中「第39条の17の２第２項第４号又は第39条の117第２項第４号」を「第39条の17の２第２項第５号又は第39条の117第２項第５号」に、「「㉙が零又は欠損金額となる場合の租税の負担割合　㊱」」を「「㉝が零又は欠損金額となる場合の租税の負担割合　㊵」」に、「「㉚」から「㉟」まで」を「「㉞」から「㊴」まで」に改め、同号㈡中「「⑳のうち配当等の額　㉖」」を「「㉔のうち配当等の額　㉚」」に改め、同号を同第七号とし、同第五号中「「本店所在地国外において納付する外国法人税の額　㉝」」を「「本店所在地国外において課される外国法人税の額　㊲」」に、「「⑳のうち配当等の額　㉖」」を「「㉔のうち配当等の額　㉚」」に改め、同号を同第六号とし、同第四号中「第39条の17の２第２項第３号又は第39条の117第２項第３号」を「第39条の17の２第２項第４号又は第39条の117第２項第４号」に、「「所得の額に応じて税率が高くなる場合に納付したものとみなされる税額　㉛」」を「「所得の額に応じて税率が高くなる場合に納付したものとみなされる税額　㉟」」に、「第６号」を「第７号」に、「「実際に納付する外国法人税の額　㉚」」を「「本店所在地国において課される外国法人税の額　㉞」」に改め、同号を同第五号とし、同第三号中「「所得の金額　(⑱又は⑲)＋㉕－㉘　㉙」」を「「所得の金額　(㉒又は㉓)＋㉙－㉜　㉝」」に改め、同号㈠中「「⑱又は」」を「「㉒又は」」に改め、同号㈡中「「又は⑲」」を「「又は㉓」」に改め、同号を同第四号とし、同第三号中「「⑳のうち配当等の額　㉖」」を「「㉔のうち配当等の額　㉚」」に改め、同号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

２　「非関連者等収入保険料の合計額の収入保険料の合計額に対する割合が10％未満であり、かつ、非関連者等支払再保険料合計額の関連者等収入保険料の合計額に対する割合が50％未満である外国関係会社であること　⑼」の欄は、内国法人が所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の６第11項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の90第11項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、記載しないこと。

別表十七㈢の八の記載要領第七号を同第九号とし、同第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同第二号の次に次の一号を加える。

３　「損金の額に算入した法人所得税の額　⑸」の欄は、租税特別措置法施行令第39条の15第１項第２号若しくは第２項第８号に掲げる金額又は同令第39条の115第１項第２号若しくは第２項第８号に掲げる金額を記載すること。

４　「益金の額に算入した法人所得税の還付額　⑿」の欄は、租税特別措置法施行令第39条の15第１項第３号若しくは第２項第15号に掲げる金額又は同令第39条の115第１項第３号若しくは第２項第15号に掲げる金額を記載すること。

別表十七㈢の九の表を次のように改める。